

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 4 月 8 日現在

機関番号：34304

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380584

研究課題名(和文) 持続的社会的実現に向けた保険事業のあり方に関する研究

研究課題名(英文) Study on Roles of the Insurance Industry for a Sustainable Society

研究代表者

諏澤 吉彦 (SUZAWA, Yoshihiko)

京都産業大学・経営学部・教授

研究者番号：50460663

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：少子高齢化と自然災害頻発のなか、生活保障システムにおいて保険事業が公的セクターと機能分担し持続的社会的実現に貢献するための要件を、保険経済学の視点から探った結果、災害・事故補償の分野では、支払能力・保険入手可能性の確保と安全努力への誘引のためにプール価格の強制などの公的介入に、また、医療・老齢保障では情報不均衡と社会・経済変動リスクに対処するため公・私保険の二層構造に、一定の合理性が見いだされた。また、保険市場融合を受けた規制の国際協調に関しては、保険のリスク移転・金融仲介機能の確保のために、健全性規制には一定の共通化が求められるが、市場行動規制には各市場の特性を考慮する必要性が認められた。

研究成果の概要(英文)：This study attempts to develop a framework for the insurance industry to contribute to a sustainable society facing population aging and natural disaster risks based on the insurance economics. The results of the study reveal that the natural disaster and accident compensation insurance schemes can maintain its solvency and availability and increase incentive to safety by regulatory intervention including cross-subsidized rates and limit of benefits. The study also finds that the healthcare insurance and pension plan can minimize adverse effects of information asymmetry and socio-economic transformation through public-private insurance collaboration. International harmonization is required in the prudential regulation to facilitate risk-transfer and financial intermediation functions of insurance but in the market conduct regulation should maintain a certain degree of variety reflecting the individual market characteristics.

研究分野：経営学・商学

キーワード：保険事業 持続的社会的 保険経済学 生活保障システム 保険規制 国際協調

1. 研究開始当初の背景

保険事業が、企業・組織および個人・家計に対してリスク移転の手段を提供することにより、各国経済・社会の発展と安定に貢献していることは、疑いのないことである。このことに加え、保険事業は、保険契約引受けにより収受した保険料を保険資金として金融市場に提供するという金融仲介機能を果たすことにより、さまざまな経済主体の活動を支えていることも、学術的にも実務の面からも分析され、議論されてきた。

いっぽう、世界的に少子高齢化が進行し、また、地球温暖化に一部起因するとされる大規模自然災害が頻発している現状において、国際社会の持続的発展への民間保険事業の貢献に対する期待が高まっていることは、国連環境計画金融イニシアチブ (UNEP Financial Initiative) が 2012 年に発表した『持続的保険のための基本原則』 (Principles for Sustainable Insurance: PSI) から読み取れる。PSI では、所得保障、介護保障、老齢保障といった生活保障システムのなかでの民間保険事業の役割への期待が明記されている。しかしながら、社会の持続的発展のために、保険事業が前述のリスク移転・補償機能と金融仲介機能をどのような制度的枠組みのもとで、どのように発揮していくべきかに関しては、PSI においても、また、先行する学術的研究においても十分な検討が行われていたとは言えない。

さらに保険企業の国際的な連携や海外進出など事業活動のグローバル化が進展すると同時に、保険、銀行および証券の各金融分野も商品開発・提供をはじめ様々な側面において融合しつつあるが、このようななかで保険事業がリスク移転と金融仲介の機能を発揮し、持続的国際社会の実現に貢献するための規制・監督体制は、未だ整備されているとは言えない。

以上のような現状認識に立って、持続的社会的実現のための民間保険事業の役割と、その公的保険との機能分担はどのようにあるべきか、また保険規制における国際協調と個別性維持はどのように行われるべきかという疑問が、本研究の背景であり、研究の動機である。

2. 研究の目的

本研究課題の目的は、少子高齢化や大規模自然災害の頻発をはじめとする現状において、保険事業が持続的な国際社会の実現に貢献し得るには、どのような要件と制度的枠組みが求められるのかを、保険経済学の視点から探ることである。具体的には、持続的社會に不可欠となる生活保障システムのなかで、民間の保険事業が公的保険制度と機能を分担しながら、どのような役割を果たすべきか、またそのための制度設計上の要件は何かを探る。また、国際化と金融市場融合にと

もなう保険市場の特性の変化に対応し、保険事業がそのリスク移転と金融仲介機能を損なうことなく、個人・家計および企業・組織の諸活動を支え、各市場の持続的発展に資するためには、保険規制と競争政策の国際協調はどうあるべきかを探る。

3. 研究の方法

(1) 生活保障システムにおける保険事業の役割に関しては、同システムを構成する主要な分野である自然災害補償システム、事故補償システム、医療保障システムおよび老齢保障システムの4つの分野に焦点を当てて分析を行った。

自然災害補償の分野については、対象とする大規模自然災害リスクに、パラメータ不確実性、損失発生との相関、モラルハザード、そして逆選択といった保険可能性を損なう要素が存在し、これによって保険者および利用者の取引コスト負担が増していることに注目した。そのうえで、わが国を含む多くの市場において試みられている公・私保険を組み合わせた多様なスキームに共通する特徴を洗い出し、これらの特徴が、保険可能性を損なう要素を低コストで最小化しているのかどうかを分析した。

事故補償の分野に関しては、自動車事故や、製造物の欠陥による事故などの人為的事故的被害者への補償を提供する自動車損害賠償責任保険、製造物責任保険などの分野への公的関与が、主に過失責任主義の修正、付保の強制およびリスク細分化の制限といったかたちで行われていることに注目し、そのことが当事者のインセンティブに適切に作用し、社会の安全性を高めているのかどうかを分析した。

医療保障の分野に関しては、これを医療サービスが取引される市場とみなし、保障の価格と内容に関する情報、加入者のリスク水準に関する情報、そして保険者の支払能力に関する情報の不完全性・不均衡が、市場の完全性をどのように損ない、追加的なコストを発生させているのかを分析した。そのうえで、公的医療保険と民間の医療保険が互いにどのような方法で市場の不完全性を補完し得ているのかを分析し、その両者による二層構造に合理性があるのかどうかを検討した。

老齢保障の分野に関しては、その運営に非効率をもたらす要素として、物価・賃金の変動をはじめとする経済変動リスク、人口構成の変化などの社会変動リスク、そして、加入者のシステムからの離脱誘引、貯蓄誘引の低下と資本形成への負の影響を見出したうえで、各種公的年金制度と、企業年金・個人年金保険を含む私的年金が、それらの要素にどのように対処しているのかを分析し、これらの機能分担のあり方を検討した。

(2) 保険規制と競争政策の国際協調のあり方に関しては、持続的社會に貢献するための

保険事業の諸機能を確認したうえで、保険市場の国際化にともなう市場特性の変化を踏まえた規制と競争の国際的共通化と個別性維持のあり方を探った。

保険事業がリスク移転と金融仲介の機能を持つことは前述のとおりであるが、このうちリスク移転機能によってもたらされる個人・家計および企業・組織の財務的安定は、消費活動の促進、資本の生産性向上、技術革新とロスコントロールの推進、そして生活保障システムの補完といった派生的な効果をもたらし、ひいては社会の持続性に貢献しているが、これらの派生的効果の関係性を明確にしたうえで、とくに重要と考えられる消費の促進と技術革新に焦点をあてて分析を行った。また、金融仲介機能については、金融市場の安定、通商の促進、貯蓄資金の動員、資本の蓄積促進、国内資本の効率的配分の促進などをとらえて社会の持続的発展に寄与すると考えられるが、これらを資本の効率的集積とその効率的配分に再整理し検討を行った。

保険事業の国際化と保険規制のあり方に関しては、従来各市場の保険規制が主眼を置いてきた、保険料率・商品内容に関する情報、保険企業の支払能力に関する情報、そして被保険エクスポージャーのリスク実態に関する情報の不完全性が、市場の国際化と融合にともないどのように変化しているのかを明らかにしたうえで、健全性規制、市場行動規制および競争（競争制限）規制が、保険市場の変化に対応してどのように設計されるべきかを探った。

4. 研究成果

(1) 生活保障システムにおける保険事業の役割に関する分析からは、次のような結果が得られた。

自然災害補償システムに関しては、それが対象とするリスクが、パラメータ不確実性、損失発生の特徴およびモラルハザードといった要素を伴うことにより、民間の市場においては保険可能性が低いものである。しかし、わが国の地震保険をはじめ多くの市場において地震や風水災などを対象とした自然災害保険が、被害者を救済することを目的として強い公的関与のもとで運営されている。これらの保険スキームをつぶさに観察すると、いくつかの共通した特徴が見いだされた。すなわち、個人・家計の所有財物を限定的に被保険エクスポージャーとして補償の対象としていること、支払限度額などによりカバーに上限が設けられていること、公的にアレンジされた再保険制度が存在すること、財源の一部に租税収入が充てられる場合があること、厳格な保険料率規制により低リスク者と高リスク者間で内部補助が行われていること、また、財物所有者に付保を強制している場合があることなどである。自然災害リスク

の保険可能性の低さを踏まえ、これらの共通点を分析すると、補償内容に制限と公的な再保険制度は、保険企業の支払能力を維持し、保険カバーの安定供給を確保するために必要な措置であることが確認されたい。補償を過度に限定すれば、財物所有者は深刻なベシスリスクにさらされることもわかった。また、公的再保険により保険企業の支払能力に対して手厚い保障がなされていた場合、そのための財源の一部が租税収入であると仮定すれば、納税者の負担が増すことにもなりかねない。しかし、補償内容の制限は、財物所有者の防災努力を促し、モラルハザードの縮小には有効であることも明らかとなった。さらに、内部補助を許容した保険料率の採用は、保険の入手可能性の確保に貢献するものである。高リスク地域での財物建設の促進という深刻なモラルハザードを招くおそれがあった。自然災害補償システムの設計にあたっては、このように複雑に関係し合うトレードオフを十分考慮したうえで、政策意思決定を行う必要があることがわかった。以上の研究成果については、下記5. 主な発表論文等〔雑誌論文〕および Nicos・Suzawa・Zwick・Ruckner（2014）、Suzawa・Nicos（2014）および 諏澤・Scordis（2013）に詳述されているので、参照されたい。

事故補償システムに関しては、まず、安全努力への当事者のインセンティブに注目した。自動車事故や製造物の欠陥による事故などの人為的事故については、より多くのリスク情報を持ち、リスク水準を左右し得る立場にある当事者、すなわち潜在的な加害者である自動車運転者や商品製造者などに対して、より重い責任を負わせれば、これらの当事者がすすんで期待損失を低下させる行動をとると考えられる。このことを踏まえれば、自動車損害賠償責任保険、製造物責任保険において見られる過失責任主義の修正は、加害者側の責任を無過失責任主義に接近させ、被害者側の挙証責任を加害者側に転換することにより、加害者のモラルハザードを縮小し、安全努力を促すものであることがわかった。また、付保の強制とリスク細分化の制限については、保険の入手可能性を確保し、被害者救済を確実なものとするためには有効であるものの、内部補助を伴うプール保険料を適用された低リスク者は、潜在的に保険スキームを離脱するインセンティブを持つこととなり、このため追加的なコストをかけて無保険者のスクリーニングを行う必要がある。さらに、プール保険料では、事故歴・保険金請求歴に基づく経験料率の適用も禁止されることになるため、モラルハザードの縮小も期待できないと推測された。ただし、わが国の自動車損害賠償責任保険では、被害者救済に必要な最低限の補償のみを提供する代わりに保険料を低廉化することにより、逆選択の

問題を緩和していると推測された。同時に強制保険である自動車損害賠償責任保険を超えた範囲で、リスク細分化を伴って任意保険が提供されれば、モラルハザードも縮小されると考えられる。公的関与の強い強制保険と、その超過部分での任意保険よりなる二層構造をもつわが国の自動車保険スキームは、この点においては一定の合理性があることがわかった。以上の研究成果については、下記5. 主な発表論文等〔雑誌論文〕 諏澤・Scordis (2013) に詳述されているので、参照されたい。

医療保障システムに関しては、当事者に追加的なコスト負担を課す要素に、公的保険と民間の保険が適切に対処し得ているのかを分析した。まず、保障の価格と内容に関する情報の不均衡・不完全性に対しては、公的医療保険においては、均一拠出・均一給付により、民間の医療保険では保険料率・商品規制によりそれぞれ効果的に対処しているものの、前者は低リスク者のシステムからの離脱を誘引し、また、後者は保障の柔軟性を過度に制限することにつながるおそれがあった。また、保険者の支払能力に関する情報の不完全性・不均衡に対しては、公的医療保険では公営化と租税収入の利用により、民間の医療保険では健全性規制によって対処しているが、これらの措置は、加入者または医療サービス提供者のサービスの過剰利用・提供といったモラルハザードにつながるおそれがあった。さらに加入者のリスク水準に関する情報の不完全性・不均衡に対しては、公的医療保険は加入の強制化と保障の限定により、民間の医療保険はリスク細分化・アンダーライティングとモニタリングにより対処していたが、前者においてはベースリスクを拡大させ、後者は過度な運営コストにつながるおそれがあった。このように、医療保障システムに関してみれば、公的保障と私的保障の双方にリスク要素への対処方法に利点と欠点があることがわかり、このことから、両者の併存による生活保障システムの運営に、一定の合理性がある可能性が高いことがわかった。以上の研究成果については、下記5. 主な発表論文等〔図書〕 岡田編著 (2015) に詳述されているので、参照されたい。

老齢保障システムに関しては、その持続性を脅かす要素の一つであるインフレーションなどの経済変動リスクに対して、公的年金が賦課方式の採用によって効果的に対処しているのに対して、事前積立方式に基づく私的年金は、物価水準などと相関の高い資産への投資割合を増やすことなどで問題を一部緩和できるにすぎず、脆弱であることがわかった。反対に、少子高齢化などの社会変動リスクに対しては、公的年金は租税収入による不足財源の補填や、給付対象の縮小とその水準の引下げ、そして国債の発行などの従来の

対処方法が限界に達しつつあるのに対して、事前積立方式に基づく私的保障システムは、その影響を受けにくいものであった。システムからの離脱誘引と資本形成への負の影響の問題は、とくに公的年金システムにおいて重要なリスク要素であるが、これらには対象となる個人に加入を強制すること、保障を基礎的な範囲に限定し拠出金を低廉化することなどによって対処しているものの、その結果として加入者をベースリスクにさらすことにもつながることが明らかとなった。以上のことから、老齢保障システムにおいても、公的年金と私的年金のいずれか単独では、十分な持続性を備えることができないことがわかり、公的・私的保障の両者が併存することに一定の合理性があることが示唆された。以上の研究成果については、下記5. 主な発表論文等〔図書〕 岡田編著 (2015) に詳述されているので、参照されたい。

(2) 保険規制と競争政策の国際協調のあり方に関する分析からは、次のような結果が得られた。

保険のリスク移転機能は、保険料率・商品内容に関する情報と被保険エクスポージャーのリスク実態に関する情報の不完全性から強く影響を受けるものの、保険事業が国際的に展開したとしても、保険取引が個々の市場内で行われる限りにおいては、これらの情報の不完全性の問題は、著しく変化しないと考えられる。しかし、国際保険グループなどのように保険企業の規模が巨大となり、その活動範囲が広がれば、ステークホルダーにとって、その経営実態・リスク実態のモニタリングが困難となる。その結果、保険企業のリスクテイキングな行動や規制裁定を誘引し、その結果、保険のリスク移転機能と金融仲介機能の双方が損なわれるおそれがあることがわかった。

以上のことを踏まえたうえで、保険規制の国際協調のあり方を検討すれば、保険企業の財務健全性と支払能力に関する情報の不完全性を緩和する健全性規制に関しては、一定の国際的な調和と共通化が求められると判断された。すなわち、ソルベンシー規制は、保険契約者、規制監督者をはじめとするステークホルダーにとって国際的に活動する保険企業であってもその経営・リスク実態が把握可能なように共通化の努力が求められる。同様に、セーフティネットに関して、多国間で活動する保険企業がより有利な法域にリスクを移転するような規制裁定行動を避けるためには、各市場間で保護水準を共通化するなどの措置が必要である。さらに、投資活動が国際化するなか保険の金融仲介機能を確保するためには、投資家などによるモニタリングを容易にし、市場規律が機能し得るよう、会計基準、証券規制、保険企業の破綻

処理規制の国際協調も必要と判断された。

保険料率・商品規制および販売規制などの市場行動規制については、個々の市場の歴史的・社会的背景や経済成長段階の違いを軽視した極端な共通化は、かえって保険カバーの価格と内容に関する情報の不完全性・不均衡を拡大させ、保険のリスク移転機能を損なうおそれがあることがわかった。このため、保険契約取引が個々の市場内で行われる限りにおいては、各市場の市場行動規制の形態は異ならざるを得ないといえる。しかし、企業活動の国際化を鑑みれば、多国間で活動する企業・組織に対する保険のリスク移転機能を確保するためには、少なくとも一部の企業分野の保険契約取引に関しては、市場行動規制の国際協調が将来的に必要なことが予測された。同様に、適切な市場の競争状態も、個々の市場の発展段階、成熟度などによって異なるといえ、このことから競争(競争制限)規制についても、個々の市場の状況に適合して設計されるべきであることがわかった。ただし、巨大な保険グループなどの保険企業の経営・リスク実態に関して、健全性規制の共通化によっても解消されない残余の不透明性によって市場の競争を歪めるような事態となれば、個々の市場の規制監督者間での情報交換体制の構築などの対策が必要となると予測された。

以上 ~ の研究成果については、下記5. 主な発表論文等〔雑誌論文〕 諏澤(2015)に詳述されているので、参照されたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

諏澤吉彦、保険業規制の国際協調のあり方に関する考察 保険のリスク移転と金融仲介機能に焦点をあてて、保険学雑誌、査読無、629号、2015、47 - 63、<http://www.js-is.org/?p=70>

Scordis, Nicos A., Yoshihiko Suzawa, Astrid Zwick and Lucia Ruckner, Principles for Sustainable Insurance: Risk Management and Value, Risk Management and Insurance Review, 査読有、17 巻 2 号、2014、265 - 276、[http://onlinelibrary.wiley.com/journal/10.1111/\(ISSN\)1540-6296](http://onlinelibrary.wiley.com/journal/10.1111/(ISSN)1540-6296)

Suzawa, Yoshihiko, Nicos A. Scordis, The Impact of Insurance on a Sustainable Society Exposed to Natural Disaster Risks, 京都都マネジメント・レビュー、査読無、25号、2014、85 - 103、<http://ksurep.kyoto-su.ac.jp/>

諏澤吉彦・Nicos A. Scordis、持続的社会に向けた官民パートナーシップによる保険スキームに関する考察、京都マネジメント・レビュー、査読無、23号、2013、55 - 70、<http://www.sonposoken.or.jp/>

〔学会発表〕(計7件)

Suzawa, Yoshihiko, Division of Roles between Private and Public Retirement Insurance Plans for an Aging Global Society, World Risk & Insurance Economics Congress, 2015年8月4日, Ludwig Maximilians University of Munich, ドイツ(ミュンヘン)

諏澤吉彦、医療・老齢保障システムにおける公・私保障の機能分担、生活保障システムと生命保険産業研究会、2014年10月31日、公益財団法人生命保険文化センター(東京都・千代田区)

諏澤吉彦、保険業規制の国際協調のあり方に関する考察 保険のリスク移転と金融仲介機能に焦点をあてて、日本保険学会全国大会、2014年10月19日、香川大学(香川県・高松市)

Suzawa, Yoshihiko, Nat Pope, YuLuen Ma, Masahiro Inoguchi National Market Economic Growth: The Contributions of Insurance Market Synergies, Asia-Pacific Risk & Insurance Association, 2014年7月28日, Moscow State University, ロシア(モスクワ)

諏澤吉彦、持続的社会の実現に向けた生命保険事業の役割と生活保障システム、生活保障システムと生命保険産業研究会、2014年3月11日、公益財団法人生命保険文化センター(東京都・千代田区)

諏澤吉彦・米山高生, Regulatory Intervention into Insurance Ratemaking: A Test of the Sustainability of Japanese Automobile and Earthquake Insurance Schemes, Japan-Korea Insurance Scholars' Exchange Workshop, 2014年1月13日, Sejong University, 韓国(ソウル)

Suzawa, Yoshihiko, Nicos A. Scordis, Public-Private Insurance Partnership for a Sustainable Society Exposed to Natural Disaster Risks, Asia-Pacific Risk & Insurance Association, 2013年7月31日, St. John's University, 米国(ニューヨーク)

〔図書〕(計1件)

岡田太志(編著) 安井敏晃・石坂元一・富村圭・諏澤吉彦(著) 公益財団法人生命保険文化センター、生活保障システムのパラダイムシフトと生命保険産業(研究代表者は第6章(医療保障のシステム

における公・私保障の機能分担), 第7章
(老齢保障のシステムにおける公・私保
障の機能分担)を担当) 2015、156 頁の
うち 79 - 114

6 . 研究組織

(1)研究代表者

諏澤 吉彦 (SUZAWA, Yoshihiko)

京都産業大学・経営学部・教授

研究者番号 : 5 0 4 6 0 6 6 3